

愛西市青少年問題協議会次第

日 時 平成30年6月26日(火)
午後2時～
場 所 愛西市役所南館 1-3会議室

1. あいさつ

2. 委嘱状の交付

3. 副会長の選任について

・副会長 _____

4. 協議事項

(1) 平成30年度事業計画(案)について

(2) 「愛西市青少年パトロール」の開催(案)について

5. 情報交換

6. その他

平成30年度 愛西市青少年問題協議会委員名簿

1 愛西市青少年問題協議会委員

	役職名	氏名	備考
会長	1 愛西市長	日永 貴章	
	2 愛西市教育委員会 教育長	平尾 理	
	3 愛西市民生・児童委員協議会長	横井 三千雄	
	4 愛西市保護司会長	伊藤 眞司	
	5 愛西市人権擁護委員会会長	荻野 周子	
	6 愛西市婦人会長	中村 文子	
	7 愛西市子ども会連絡協議会長	名倉 亨	
	8 愛西市保育園代表	後藤 貴美子	佐織保育園
	9 愛西市小学校長代表	小島 洋志	立田南部小
	10 愛西市中学校長代表	堀田 雅人	八開中
	11 愛西市小中学校PTA連絡協議会	石原 俊彦	佐屋西小
	12 愛西市小中学校PTA連絡協議会	神田 雅司	立田北部小
	13 愛西市小中学校PTA連絡協議会	鬼頭 弘和	開治小
	14 愛西市小中学校PTA連絡協議会	大林 正幸	勝幡小
	15 愛西地区少年補導委員連絡協議会	後藤 和巳	

2 青少年育成推進地方関係機関

16	海部県民センター 県民安全防災課 課長	水上 康	
17	津島警察署 生活安全課少年係 係長	大西 裕人	

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号
最終改正 平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (略)

愛西市青少年問題協議会条例

平成17年4月1日

条例第91号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、愛西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、任期は2年とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第4条 協議会に副会長1人を置くことができる。

- 2 副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が任命する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項について学識経験がある者のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年度 事業計画（案）

第1 活動方針

次代を担う青少年が、社会の変化に主体的に対応できるよう活力に満ち、心身ともに健やかに成長することを願って、愛西市青少年問題協議会は各種の啓発活動等を展開している。

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識をすべての市民が持ち、担うべき役割を主体的に引き受ける雰囲気を作り出すことが重要であり、青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、市民がそれぞれの立場で支援していくことが必要である。

しかし、青少年をとりまく環境は、いじめの問題の深刻化、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの子どもが被害者となる事件が相次いで発生しているほか、スマートフォンの普及による違法・有害な情報の氾濫、ニートやひきこもりなどの社会的自立の遅れ、子どもの貧困など多種多様になっており、それらの犯罪から彼らを守ることが課題となっている。

このような状況に対応するため、愛西市青少年問題協議会は、青少年の健全育成という共通の目的のもと、啓発やパトロール活動と連動させながら、情報を通して関係機関・団体と連携・協力し、活性化を図ることとする。

平成30年度においても、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、次の3点を重点方針として市民と手を携えて青少年育成活動を展開する。

重点方針

1. 県青少年育成県民運動との協働
2. 県青少年育成県民会議が開催する各種研修や会議等への参加
3. 家庭教育推進事業との連携

第2 事業計画

愛西市青少年問題協議会は、活動方針にのっとり、次の事業により青少年育成運動を展開する。

1 県民運動推進事業

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動の実施（強調期間：年2回実施）

①夏期 強調期間 7月1日～8月31日

②冬期 強調期間 12月20日～1月10日

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

事業内容

ア 非行・被害防止啓発資材の配布

イ 有害図書類の回収

ウ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

エ 「青少年の非行・被害防止に取り組む全国強調月間」への参加・協力

カ 薬物乱用防止運動への協力

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び麻薬・覚せい剤撲滅運動への参加・協力

(2) 青少年によい本をすすめる県民運動の実施

強調月間 10月1日～10月31日

スローガン「育てよう 豊かな心 読書から」

事業内容

ア 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

(3) 子ども・若者育成支援県民運動の実施

強調月間 11月1日～11月30日

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

事業内容

ア リーフレット等啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）

ウ 国の「子ども・若者育成支援強調月間」への参加・協力

(4) 「家庭の日」県民運動の実施

強調月間 2月1日～2月28日

スローガン「親と子の 対話がつくる よい家庭」

事業内容

- ア ポスター・リーフレット等、啓発資材の配布
- イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）



2 市推進事業

(1) 市広報紙等による啓発

- ア 青少年非行・被害防止運動などに関連した記事の掲載
- イ 文化会館・公民館事業の入場整理券及びチラシ等に「毎月第3日曜日は『家庭の日』」及び青少年非行・被害防止運動関係のスローガンの掲載

(2) 青少年健全育成に係る各種研修や会議等への参加

(3) 家庭教育推進連絡協議会が開催する家庭教育講演会への参加

実施日 10月27日（土）午後2時から

場 所 文化会館

講 師 京都外国語大学教授 ジェフ・バーグラント 氏

演 題 日本の常識、世界の常識

(4) 有害図書類回収箱

名鉄佐屋駅・日比野駅・町方駅・湊高駅・勝幡駅・藤浪駅・JR永和駅、市内7駅に設置済の「有害図書類回収箱」より回収
・職員により回収（月1回程度）

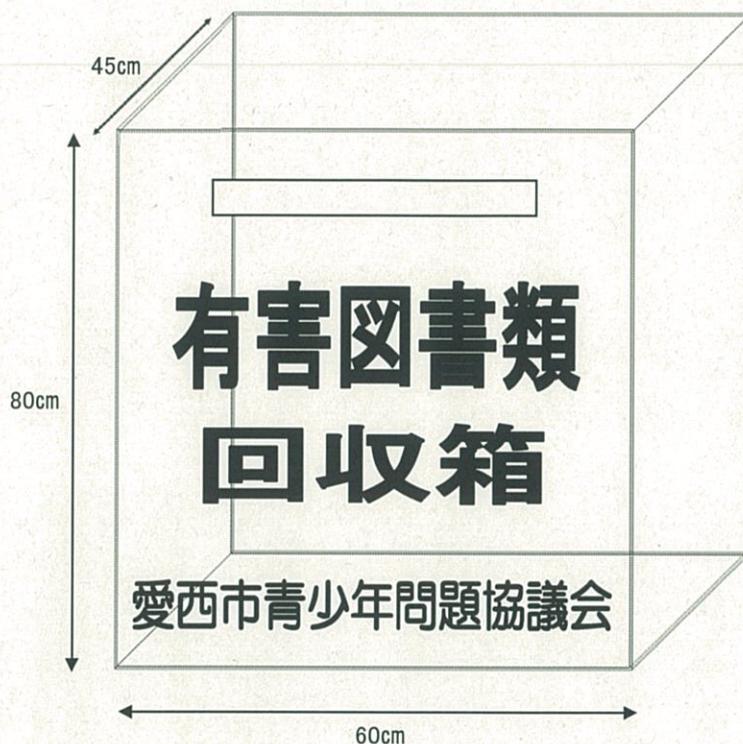
(5) 市青少年パトロール

実施日 8月7日（火）

場 所 ピアゴ佐屋店、ピアゴ勝幡店



「有害図書類回収箱」



『名鉄 佐屋駅』



『名鉄 日比野駅』



『JR 永和駅』



『名鉄 湊高駅』



『名鉄 町方駅』



『名鉄 勝幡駅』



『名鉄 藤浪駅』

平成29年度 有害図書回収記録

駅名 月 日	佐屋		日比野		永和		淵高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV等
H29.4.13		10	8	0	2	1	0	0	1	0	0	0	23	4	34	15
H29.6.9	11	7	7	0	7	3	0	0	5	13	30	6	50	2	110	31
H29.8.2	7	1	3	0	12	1	0	7	10	30	3	37	29	13	64	89
H29.9.29	11	1	7	2	8	1	0	0	2	9	11	1	35	31	74	45
H29.10.31	0	3	8	0	0	10	0	0	0	4	8	0	23	38	39	55
H29.11.27	0	1	0	0	9	8	0	0	3	0	8	0	30	13	50	22
H30.1.29	40	4	2	0	15	3	3	214	3	4	19	0	22	5	104	230
H30.3.12	2	1	0	0	10	26	1	0	1	4	2	0	16	46	32	77
	71	28	35	2	63	53	4	221	25	64	81	44	228	152	507	564

回収実績

駅名 月 日	佐屋		日比野		永和		淵高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV
平成17年度	136	11	79	0	469	35	平成17年度 未設置								684	46
平成18年度	128	13	105	5	231	38	55	0	6	4	65	11	95	27	685	98
平成19年度	216	28	91	9	277	64	68	11	115	25	173	45	162	34	1,102	216
平成20年度	429	20	59	14	233	49	92	6	97	29	131	31	246	32	1,287	181
平成21年度	268	30	103	5	182	39	123	36	199	22	118	3	222	134	1,215	269
平成22年度	159	29	33	57	260	46	107	27	124	95	73	1	59	78	815	333
平成23年度	74	24	35	10	111	39	57	15	76	8	71	23	170	130	594	249
平成24年度	103	28	29	2	111	145	150	1	32	7	63	32	97	195	585	410
平成25年度	107	75	40	0	108	89	117	50	39	17	72	32	153	135	636	398
平成26年度	102	32	40	11	93	29	21	1	70	24	46	11	213	383	585	491
平成27年度	37	29	16	3	124	30	55	3	72	28	42	16	147	123	493	232
平成28年度	110	47	42	19	54	18	3	0	37	87	69	16	203	222	518	409
平成29年度	71	28	35	2	63	53	4	221	25	64	81	44	228	152	507	564

「愛西市青少年パトロール」の開催（案）について

日頃から青少年の健全育成につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

青少年を取り巻く環境は、大変厳しいものがあり、スマートフォンの急速な普及による生活の乱れや、出会い系喫茶、インターネットの出会い系サイトの利用等により、座間の事件のように青少年が犯罪に巻き込まれる事件が発生するなど、市民すべてが力を合わせて、非行・被害防止活動に取り組むことが求められています。

こうしたことから、愛西市では7月1日から8月31日までを「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期）強調期間」とし青少年の非行・被害防止のための広報活動等、各種の運動を集中的に実施いたします。

この運動として下記のとおりパトロールを実施しますので関係団体の参加につきまして格別のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、参加者につきましては、別紙参加者名簿により平成30年7月20日（金）までに電話、ファクシミリもしくは電子メールにより回答していただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成30年8月7日（火）
午前9時30分～10時30分（午前9時15分集合）
- 2 場 所 ピアゴ 佐屋店・勝幡店

啓発活動の内容

県より青少年サポートパトロール隊の啓発資材（帽子・腕章）を借用。

帽子・腕章を着用し、ピアゴの店頭や駐車場で、ポケットティッシュなどを配布して啓発を行います。

（問い合わせ先）

担当 生涯学習課（大関・亀澤）

電話 0567-55-7137（ダイヤルイン）

FAX 0567-26-5516

メールアドレス

gakusyu@city.aisai.lg.jp

送信先

愛西市役所

愛西市教育委員会 生涯学習課 行

FAX 26-5516

メールアドレス gakusyu@city.aisai.lg.jp

愛西市青少年パトロール出席者名簿

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

※各店舗1名以上、各団体2名以上の参加をご協力お願いします。

ピアゴ 佐屋店 氏 名	ピアゴ 勝幡店 氏 名

※平成30年7月20日までに回答お願いします。